

クレーン関係講習等への受講助成金一覧(20年度)

	キャリア形成助成金	建設教育訓練助成金 (第4種認定訓練)	建設教育訓練助成金(第2種技能実習)	建設教育訓練助成金(第4種技能実習)
請求者(注1)	中小企業事業主	建設業中小企業事業主	建設業中小企業事業主	建設業中小企業事業主
請求先	雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構
主な支給要件(注2)	職業能力開発計画の作成とその実施等(事業場外の認定訓練機関での実施分)	左記のキャリア形成助成金の支給決定を受けていること等	登録教習機関との委託契約の締結とその実施等	同 左
助成額	訓練支援給付金として ・受講料等の1/2の額 ・賃金の1/2の額	左記の賃金支給を受けた日1日につき7000円	委託費(受講料及び教材費)の70%の額。ただし、消費税は対象外	賃金について1人1日最大5000円(最低日数のみ)
教習機関への手続き	受講の証明		委託契約の締結・受講の証明	同 左
備考			特別教育は「機構」への事前の認定申請が必要 4種技能実習との併給申請も可	同 左 2種技能実習との併給申請も可
助成が可能な県内教習機関	日本クレーン協会東海支部 日本ボイラ協会愛知支部 港湾技能研修センター(豊橋)	同 左	日本クレーン協会東海支部 その他建設業労働災害防止協会愛知県支部等	同 左

(注1) 中小企業とは、次の業種区分の(A)または(B)のいずれかに該当する企業とされます。

主たる業種	(A)資本の総額	(B)企業全体の労働者数
小売業(含飲食店)	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

(注2) 雇用・能力開発機構への請求手続き、添付資料等については同機構愛知センターのホームページ(<http://www.ehdo.go.jp/aichi/jigyou/jyoseikin2.html>)に詳しく掲載されています。